

## 新社会党の社会福祉政策

藤田 了\*

### Social Welfare Policy in New Socialist party of Japan

Ryo Fujita\*

#### キーワード

新社会党、社会福祉政策、社会主義

#### Key words

New Socialist party of Japan、Social Welfare Policy、Socialism

### I. はじめに

自由民主党や公明党、民進党など国政レベルの主要政党の社会福祉政策に関する研究が進みつつある。例えば、松井圭三による「1980年代から今日における政府及び中道の社会福祉政策を考える」<sup>1)</sup>、同「公的年金政策の一考察－公明新聞を中心に－」<sup>2)</sup>、同「児童手当報道の一考察－公明新聞を中心に－」<sup>3)</sup>、同「障害者自立支援法政策の一考察－旧与党の政策を中心に－」<sup>4)</sup>などの一連の研究もある。

一方で、地域政党から国政に進出するものも出ているように、地域政党の社会福祉政策に関する動きにも注目する必要がある。

本研究は、かつて国会に議席を有し国政政党との連携の動きも示している「新社会党」の社会福祉政策の研究を通して、現在の国政政党とは異なった視点からの政策とその実現可能性について検討し、社会福祉政策の発展に寄与することを目的としている。

本研究は同党機関紙やホームページを主たる研究手段とする文献研究である。

### II. 新社会党とは

新社会党ホームページによれば、「1996年3月、政界が総与党化・日本社会党が解党するなかで、護憲・平和・人権・環境を旗印に結成された政党」であること、「機関紙『週刊新社会』を発行し、都道府県に自治体議員と組織」をもっていること、「地域では、地域ユニオン活動や自治体議員を中心とした活動、憲法・平和・環境・人権を守るさまざまな活動」をしていることを謳っている。

1996年、日本社会党所属の衆議院議員2人・参議院議員3人が結党に参加した。結党

---

\*ふじた りょう：大阪国際大学人間科学部講師（2017.7.5受理）

後、国会議員の当選者はなく、平成10年に参議院議員3人の任期が満了した後は所属国会議員はいない。他方、2017年6月17日時点での公認議員は、県議会議員1人・市区町議会議員21人である（公認と推薦・支持の都道府県別分布は表1参照）。

有力な支持団体として部落解放同盟がある。部落解放同盟は、新社会党のほか旧日本社会党系である社会民主党や民進党の議員を組織内候補として推薦することもある。

公認・推薦・支持の市区町村議会議員がいる都道府県は21であるが、5人以上いる都道府県は11である。地域的な偏りが大きい。

表1 市町村議会議員（公認、推薦・支持） 2017年6月17日時点

	公認	推薦・支持			
			岐阜県	0	1
北海道	0	11	愛知県	0	3
山形県	0	9	大阪府	2	6
茨城県	2	3	兵庫県	5	3
栃木県	0	1	広島県	0	7
群馬県	0	1	山口県	0	1
埼玉県	3	1	徳島県	0	9
千葉県	3	6	愛媛県	1	1
神奈川県	0	1	高知県	0	5
東京都	1	8	大分県	0	1
新潟県	0	3	熊本県	4	0

都道府県議会議員としては、新潟県議会が推薦1人、熊本県議会が公認1人、広島県議会が推薦1人である。

### Ⅲ. 結党時の福祉への言及

結党時の宣言文「結党にあたって」では、福祉に関しては次の2項目が触れられている（『週刊新社会』創刊号（1996年1月1日号）から関係箇所を抜粋）。

①日本の政治の総保守化に抗して、アジアの平和と軍縮の促進、消費税の引き上げ凍結と廃止、人権と連帯、共生の精神にもとづく福祉・教育・環境の充実と改革、農業・農村の再建、小選挙区制の廃止など、平和で人間的な新しい民主主義社会の建設をめざす。

②時代は、平和と軍縮、人権と福祉と環境、多様な民主主義、これらの実現のための市民参加と情報公開などを求めている。

### Ⅳ. 党の福祉に関する基本政策

#### 1. 綱領

同党の綱領では次の箇所でも福祉に言及している。

第I部「私たちは何をめざすか」第2章「『憲法を生かす』共同戦線と連合政府－当面する中期目標」3「発展に不可欠な平和革命」（3）「戦争と失業に反対し憲法を生かす共同戦線を」では、「介護・年金・医療などの改悪と国民負担の増大、消費税の再引き上げ、大企業への公費投入の拡大などに抗し、不公平税制の是正や消費税の廃止、公的介護制度

確立などの運動を広げます。」とする。

第Ⅱ部「私たちはどんな時代に生きているか」第2章「私たちが勝利できる条件－現代の階級関係と成長するたまたかい」(3)「多国籍大資本の利益優遇・福祉切捨ての国家」では、「日本の支配層は、介護・医療・年金など社会保障の全分野で国の責務を放棄し、『自立・自助』を強調して次々に民間資本に委ねようとしています。年金の商品化のように老後資金も金融市場で利用し、税制でも、富める者から貧しい者への所得再配分機能を逆転し、法人税への優遇措置も拡大しています。」と規定する。

## 2. 中期方針

中期方針「私たちの中期的な政策－憲法を生かす連合政府をめざして」で、福祉政策に言及しているのは次の箇所である。なお、該当箇所を抜粋しているので項目の番号は連続していない。

まず、2「誰もが安心して暮らせる社会の実現」は次の通りである。

### (1) 社会保障の充実

#### ①生存権と国の責務

日本の高齢者は人間らしい生活を奪われ、自殺死亡率がきわめて高い状態です。「自助・自己負担」が強調され、子どもや障がい者に対する社会保障も低水準にあります。憲法第25条の第1項は生存権を保障し、第2項はこれに関する国の責務を定めており、これを真に実現していきます。

#### ②医療制度の改革

誰もが安心して医療を受けられる権利を確立し、医療過疎をなくすとともに、医療の地域的ネットワーク化を拡充します。医療費は基本的に公費で賄うようにし、医療従事者の増員、身分・待遇の改善を進めます。薬害・過剰投与・医療過誤を防止するため、規制・罰則を強化し、患者の「知る権利」を確立します。

#### ③年金制度の改革

世帯単位から個人単位へ制度を改めます。高齢者が男女とも生活できる定額基礎年金方式を実施し、国庫負担の割合を高めていきます。また加入期間不足や未加入の人を救済し、定住外国人にも受給権を保障するため、受給資格を居住期間によるものに改めます。

#### ④介護制度の改革

社会的介護制度を確立するため、介護要員の大量育成と確保、そのための身分・待遇の向上を行い、地域に密着した施設の配置・拡充など基盤整備に全力を上げ、介護費用は基本的に公費で賄うよう改革します。

#### ⑤保育制度の改善

子どもが安全・健康に育ち、親の重い負担をなくして安心して預けられるよう、学童保育も含め、公営・公立保育所(園)の増設、民間保育所(園)への支援、保育労働者の身分・待遇の改善を推進します。また、保育制度と幼児教育の制度的な統合をはかるために、幼保一元化を進めます。

ほかに、3「人権を大切に社会の実現」でも触れられている。

(2) 少数者の人権尊重と差別の解消

①障がい者や高齢者も参加と活動の場を確立

障がい者も傷病者も、今や少数者とはいえない高齢者も、人間として尊重され、社会的な活動の場と自立が保障されなくてはなりません。適切な就職と待遇の保障をし、障がい者や高齢者が自ら参加して住みやすい連帯の街づくり、職場づくりを進め、活動と能力の維持・発展の場をつくりだします。

3. 社会保障と税の一体改革への対応

2011年7月19日に新社会党「道しるべ」において、社会保障と税の一体改革について次のように評している。

1) 消費税増税への道だ

政府・与党の「社会保障改革検討本部」(本部長・菅直人首相)は6月30日、消費税率10%への引き上げを決定した。消費税で社会保障公費分全体を賄うと、税率はいずれ20%台に達する。貧困・格差社会をさらに強める消費税増税路線に強く反対する。今回の消費税増税策は、社会保障改革と一対の点に特徴がある。菅首相は、就任直後に消費税率10%への引き上げに言及し、それが参議院選挙での民主党敗北につながった。そこで、社会保障改革の全体像と必要な財政規模を示し、その財源として消費税増税を示す手法をとった。このため昨年10月、所信表明演説で「社会保障と税の一体改革」を打ち出し政府・与党でつくる「社会保障改革検討本部」を設置。今年1月、与謝野馨氏を担当大臣に据えた。

2) 消費税率20%台へ

マスコミは消費税に関し、税率10%への引き上げを大きく報じたが、不正確である。検討会議決定のポイントはこうだ。消費税を原則として社会保障の目的税とする、そのことを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する、まず2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる必要財源を確保する、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収を主財源に安定財源を確保する、国会議員定数削減、公務員人件費削減など無駄排除を一体的に進める、など。10%は当面の税率として記してある。方向は、社会保障目的税化を「法律上、会計上も明確」にし、社会保障関連公費全体を消費税で賄わせるもので、税率20%台への仕掛けが盛り込まれている。

3) 社会保障「重点化」

検討会議決定は、社会保障改革に関し「中規模・高機能」な社会保障を目指すとする。「中規模」とは現行社会保障制度を基本的に維持すること、「高機能」とは給付の「重点化・効率化」である。「重点化・効率化」として、医療施設平均入院日数や要介護認定者数の減少をはかること、保育所と幼稚園を統合し民間参入を促すこと、病院外来受診時での定額負担制度新設の検討、年金支給開始年齢70歳への引き上げ検討一などが並ぶ。社会保障給付の範囲が狭められ、生活の安心がさらに後退する。しかも財界側は効率化不足だとの批判を強めている。軽い風邪での受診者や軽度要介護者を保険給付から除外するな

ど、改悪への動きがさらに強まろう。

#### 4) 貧困・格差を増幅

消費税は、1989年、所得税・法人税の最高税率引き下げ・段階区分縮小という新自由主義的税制改悪の一環として導入された。さらに消費税は、最低生活費分への課税、所得が低いほど負担割合が高くなる所得逆進性、という二つの本質的欠陥を持ち、また、消費税分を価格に上乗せできない小零細事業者を滞納・廃業へ追い込んだ。この憲法の応能負担原則に反する消費税を、社会保障・財政再建の財源にさせてはならない。新社会党は、貧困・格差社会をさらに深刻化させる消費税増税に反対し、不公平税制の是正と消費税廃止へ全力を挙げる。

### 4. 地方組織の例として兵庫県本部の政策の例

#### 1) 2009年9月の新社会党兵庫県本部「神戸市長選挙にあたっての基本的立場」

この「基本政策（骨子）」においては、福祉政策に関して次のようなものが掲げられている（関係箇所抜粋、一部要約）。

##### ①くらしを守り、負担増に歯止めを

国民健康保険料や介護保険料の負担軽減を行う。「敬老優待乗車制度」は元の無料制度にもどす。

##### ②いのちを大切に

中央市民病院の新築、移転は凍結し、市民合意のもとで移転計画を見直す。医療、介護、保育現場に人材確保の助成拡大を行う。アスベスト健康被害者に対する支援を強化し、震災アスベスト被害の継続的調査と検証を行う。医師増など、各区保健所の機能や公衆衛生体制強化で新型インフルエンザ対策の充実をはかる。C型をはじめ肝炎患者に医療費助成の充実を行う。小規模作業所への支援など障がい者福祉の充実を行う。

##### ③未来を担う子どもたちを大切に

中学生までの医療費無料化を行う。保育所、学童保育の増設や充実を行い、児童館は無料化し、保育所民間移管は中止する。

#### 2) 『新社会兵庫』（2011年01月18日号）

①「市民が主役のまちづくりへ 新社会党の政策」として「健康・福祉」の項目では次の内容が掲げられている（一部要約）。

福祉サービスの点検・評価に当たっては、住民参加を基本として制度化をはかり、サービスのさらなる向上と利用者への情報開示を行う。介護費用の国庫負担割合の引き上げなど、介護保険制度の抜本的な改革を強く国に求めていく。同時に、介護保険料や利用料の減免制度の確立に取り組む。全国で40万人といわれる特別養護老人ホーム入所待機者の解消に向け、国と自治体による基盤整備を急ぐよう求めていく。ヘルパーやケアマネジャーなどの人材育成と労働条件の向上・処遇改善に力を注ぎ、就労者を増やすなど、介護サービスの充実をはかる。後期高齢者医療制度廃止・代替新制度反対。75歳以上の医療費無料化をめざす。障がい者の自立生活支援のための支援センターの設置や障がい者向け住宅の充実などに取り組む。市民に負担増を強いる医療制度改悪に反対する。また、急増してい



る大腸癌や肺癌、乳癌などを中心とする癌検診事業の拡充をめざす。道路や公園、公共施設、交通機関などのバリアフリー化の推進に引き続き取り組む。

②「教育・子育て」の項目（福祉関係箇所）は次の内容である。

児童相談所の機能強化や児童福祉司の増員などで子どもの虐待を防ぐ態勢づくりに取り組む。保育を求めるすべての子に、保育や子育て支援・サポート態勢の拡充に取り組む。指導員の処遇改善と増員などで学童保育の充実をはかる。

## 5. 国会における新社会党所属議員の発言

新社会党は、結党後、1998年7月の参議院議員通常選挙において議席を失うまで国会議員を擁していた。所属国会議員が国会において行った社会福祉に関する発言として次のものがある（要約）。

- ①「介護の問題は高齢者あるいは障がい者の介護も含めて国民的な課題である」（1996年3月22日参議院運輸委員会、栗原君子氏）
- ②「医療費全体に占める日本の薬剤費は29%でアメリカは11%で3倍も高い、そういうものこそまず改革をしなければならない」（1997年11月10日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会、山口哲夫氏）
- ③「歳出の削減しわ寄せを弱者に集中している、高齢者いじめと言わざるを得ない」「社会保障費の削減は行わない」（1997年11月21日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会、栗原君子氏）
- ④「1997年9月から医療保険の改正により、病気になっても医療を受けられない深刻な実態が起きている」「特に高齢者・低所得者を直撃し、生きる権利まで奪うものとなっている」（1998年5月11日参議院国民生活・経済に関する調査会、栗原君子氏）
- ⑤「介護保険制度が住民のニーズに応えたものにはなっていない」「子どもを安心して産み、育てられる環境づくりをしなければならない」「生活者の立場に立った子育て支援の行政サービスをする必要がある」「生活できる年金をぜひこれからも声を大にして訴えていきたい」（1998年5月20日参議院国民生活・経済に関する調査会、栗原君子氏）
- ⑥「消費を拡大しようとするならば、まず第一に社会保障費を大幅に上げていくべきである」（1998年5月25日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会、山口哲夫氏）

## V. 『週刊新社会』の記事にみる社会福祉政策

2013年以降の『週刊新社会』の記事において、党の社会福祉政策について直接言及しているものは次の6記事である（一部要約）。

### 1. 2013年1月29日号「ダメ！生活保護制度改悪『生きていけない』」

安倍政権による社会保障制度改悪の一の矢として生活保護制度の改悪案が浮上した。安倍政権は総選挙の公約どおり保護費の切り下げに着手した。その一方で、大企業・金融機関にはボーナス、庶民には自立・自助の痛みを強いる政策の本性がむき出しになった。

憲法破り福祉から国民生活を切り下げ生活保護制度の改悪の第一は対象者を減らすこと

が狙い。就労可能とみなした人に本人の希望とは関わりなく「低額でもいったん就労」を求める。また、現行法では支給の要件に扶養可能な親族の有無はないが、扶養義務者になぜ扶養できないかの理由を求める。さらに、生活保護費は食事、住宅、水道・光熱費、医療など8種類の「扶助」から成るが、その支出状況の調査権を自治体に加える。こうした制度改悪の背景に、「働いているものが損をする」「働けるのに働かない受給者の自立が進まない」という性悪説がある。働きたくても働けなくなった人の事由は、ケガや病気、リストラによる心の病、高齢、障がいなどさまざま。それを自治体の窓口が丁寧、適切に判断できるのか。生活保護基準の見直しは支給額の削減が狙いだ。一般世帯の収入を10ランクに分類し、下から1割の低所得世帯の収入と生活保護世帯を比較して、一般低所得世帯の収入を上回っている生活保護費を削減するという人を人と考えない政策だ。その対象が夫婦と子1人の3人世帯、夫婦と子2人の4人世帯、20～50代の単身世帯、母親と子1人の母子世帯。生活保護費が一般低所得者の収入を上回る額が最も多いのが夫婦と子2人の4人世帯の場合で、2万6000円。18万6000円と15万9000円とのあくまでも低所得同士の比較である。支給額削減の対象にされた以上の4類型は、自立して働けということだ。そして高齢者は「死ね」だ。そこには貧富の格差の議論は吹き飛んでいる。一人も餓死させない生活保護水準の切り下げは国民全体の生活水準の切り下げに連動する。生活保護水準を下回らないとされる最低賃金も切り下げられる。公立校157万人（全児童の25%）を数える就学援助の打ち切りが10万、20万人の単位で増える。国民健康保険料の減免や介護保険料・利用料の減額がなくなる。住民税の非課税限度額が下がって新たに課税される人が増える。その結果、医療費の自己負担限度額や障がい者福祉サービス料、保育料負担が増える。生活保護事務を取り扱う自治体の仕事量が増えるなか、公務員の削減と賃金抑制、アウトソーシング化と負の連鎖がどこまでもつきまとうことになる。生活保護費は餓死を予防する最後のセーフティネットだ。政府はこの「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を保障するセーフティネットを守る義務がある。それなのに安倍政権は、1月28日開会の通常国会で憲法違反の法案と予算案を提出しようとしている。13春闘は文字通り国民生活防衛の「国民春闘」とならざるをえない。

## 2. 2014年9月9日号 「子どもの貧困対策大綱抜本策に遠く」

対策推進法は全会一致で成立したが、子どもの貧困率をいつまでにゼロにするという目標はない。しかも、生活保護基準引き下げとセットとあって、政治の貧困が際立つ対策大綱だ。貧困＝飢餓は後進国の話ではない。実は、日本は貧困率が先進35カ国中の9番目と貧困大国なのだ（ユニセフ、2012年統計）。肝心の保護者の就労支援といっても、ワーキングプアの温床である非正規労働は温存されたまま。ましてや企業第一のアベノミクスの下、景気のいかにかわからず労働者の相対的・絶対的貧困化が進む。大綱は総じて当事者の要求と離れ、中身は乏しく小手先の貧困対策である。

## 3. 2014年9月23日号 「命の最終ライン縮小守れ生活保護」

政府は、生活扶助など生活保護給基準の切り下げを開始、すでに昨年8月と今年4月、

来年4月の3段階で切り下げを実施中だ。社会保障費削減に突き進む安倍政権は、生活保護基準切り下げで総額670億円節約を皮算用。

#### 4. 2015年1月27日号 「社保費削り軍備を増強3年目のアベ予算」

アベノミクス予算と言われるように、大企業に利益誘導し、防衛費（軍事費）を3年連続で増額するなど憲法を棚上げにする姿勢を見せつける予算案となった。安倍首相が自負する財政健全化予算案は岩盤の規制緩和に踏み出した。それを裏付ける歳出の特徴は、防衛費と地方創生、原発関係費を聖域化しながら、歳出の3割を占める社会保障費の縮減に手を付けた。社保費は全体で3.3%増額とはいえ、高齢化などで膨らむ経費には足りない。実質縮減の格好の理由が消費税10%への増税の先送りだ。年金はマクロ経済スライドが実施され、年金生活者支援給付金（低所得者へ5000円）と受給者資格の加入期間を25年から10年に短縮する見直しは先送りされた。介護報酬は2.27%削減、65歳以上の介護保険料平均月5000円が5500円に引き上げとなる。生活保護費は13年度から3年間に670億円の削減が決まっており、15年度は前年度当初比188億円減の2兆8635億円を計上。その中には住宅扶助費190億円、冬季加算30億円の削減が含まれる。これらの憲法違反の無駄は社会保障費に回すべきだ。

#### 5. 2015年11月24日号 「空ろな3本の矢止まらない介護離職」

安倍政権の「一億総活躍社会」に対する国民の期待度は低い。来年1月開会の通常国会に向けて作成される具体的政策プランは「新3本の矢」が柱となる。矢の的はGDP600兆円（第1の矢）に象徴される成長戦略。突然つがえられた第2の矢＝「希望出生率1.8」と第3の矢＝「介護離職ゼロ」は、特に若い世代と介護関係者の戸惑いと反発を呼び込んでいる。あまりにも実態とかけ離れ、政権の無責任な人気取りが見透かされているからだ。

介護保険制度は2000年に「介護の社会化」「家族介護から解放する」との鳴り物入りで始まった。あれから15年。日本は07年を境に65歳以上の高齢者が21%以上を占める超高齢化社会に突入し、「家族の介護地獄」は解消されないどころか、介護から人材が逃げ出し、介護クライシスは深刻さを増している。こうしたなかで政権の目玉政策となった「介護離職ゼロ」。介護離職は介護のために会社など勤めをやめることを防ぐ政策。総務省の基本調査（12年）では、勤めながら介護をする人は239万9000人、介護離職は年間10万1000人。それを2020年までにゼロにし、団塊の世代約260万人が75歳に達するその5年後に備えようというのだ。念のために、安倍政権はこの政策を「国民の健康医療と福祉の増進」（介護保険法第一条）のために発想したわけではない。アベノミクスの一環として年間10万人以上の非労働力化を防ぎGDPを押し上げること（その効果は0.1%と試算）が狙い。安倍首相自らこの目標へ介護施設の整備、介護人材の育成、在宅介護の負担軽減を指示した。呼応して、加藤信勝一億活躍担当相は特養ホームの増設へ、国有地の割安貸与のアドバランを上げた。厚労省は介護休業取得率が3.2%にとどまっている現状の改善へ休業中の給付金を賃金の40%から67%に引き上げる策、介護福祉士を志す学生に学費の貸与制度を拡充する策、特養ホームの建物は賃貸物件も可とする認可基準の見直し策、介護ロボットの



開発・導入への助成金付与策など、小出しに献策した。

## 6. 2016年12月13日号 「年金カット法老後を破壊」

少子高齢社会は、賃金や労働条件が劣悪で結婚できない、結婚しても子育てしにくい、ブラック企業が当たり前の社会が元凶だ。年金など社会保障の財源は、現役就労世代が少ない賃金から年金保険料を支払うシステムの改革と、国の政策の抜本的な転換で解決することができる。例えば、福島第一原発の損害賠償・廃炉費用は2倍の20兆円に膨らみ、不要で危険な高速増殖炉「もんじゅ」は1兆6000億円も使い、廃炉費用は3000億円だ。財務省は15年度の企業「内部留保」は377兆円を超え過去最高と発表したが、設備投資や賃上げに回らず、雇用拡大や賃金に反映しない。大手10社には「輸出戻し税」が1兆円。軍事費は5兆1000億円、米軍駐留負担経費7600億円で、さらに膨張基調だ。今年予算でリニア中央新幹線への1兆5000億円財政投融资を決定している。この現実を脇に置いて従来の枠での年金議論は、高齢者に年金をはじめとした社会保障費の減額を強いる政策にならざるを得ない。

## VI. 政策の背景

### 1. 新社会党の社会主義路線

綱領序章3では「民主的な新しい社会主義社会をめざします」としている。すなわち同党にとって、社会主義社会が実現され、その下で上記の社会福祉政策が展開されることを理想としている。綱領から同党のめざすところを要約すれば以下の通りである。

広範な人びととともにたたかいを発展させることを通じて、21世紀の長期目標として、日本における社会主義社会の実現をめざす。憲法を生かす連合政府は、その運動のなかで育まれる労働者階級をはじめとした民衆のエネルギーと英知にもとづき、民主主義を拡充・徹底することによって民主的な新しい社会主義の政権へと飛躍・発展させることができる。世界の人びとと連帯しながら、日本社会の人間的な発展を最も実り豊かに担うことが願いである。21世紀の新社会党は、ソ連・東欧型社会主義とも、大資本の支配を前提にして軍事力の行使を是認する社会民主主義とも異なった、新たな国際的・国内的諸条件のもとでの平和革命による社会主義をめざす。巨大企業は社会の全成員の共有財産に移行して、利潤中心主義に代わり失業も搾取もない共同的系统をとり、個人が尊重され、男女が共に社会的・家庭的責任を担い人間らしく生き生きと生活できて、差別も環境破壊もない人権と共生の社会と、国際的には戦争も軍備も格差も貧困もない世界をめざす。それは、多国籍化した巨大資本と「大国」による搾取と収奪、抑圧と横暴とたたかう全世界の民衆と連帯するなかで勝ちとられる。

### 2. 新社会党の社会福祉政策の背景となる人権の考え方

部落解放同盟は新社会党にとって有力な支持基盤である。新社会党はこの支持基盤の利益を代表する側面も強く、少数者の人権尊重と差別の解消に力点をおき、これが社会福祉政策の具体化の背景となっていると考えられる。

中期方針「私たちの中期的な政策－憲法を生かす連合政府をめざして」の3「人権を大切に作る社会の実現」(4)「少数者の人権尊重と差別の解消」であり4項目からなる。要約すると次の通りである。

①被差別部落の完全解放

封建社会の遺制であると同時に、資本主義の経済構造の中に仕込まれている部落差別をなくすことは、民主主義の徹底・発展にとって不可欠なことである。差別実態の根絶と格差の解消のために部落解放基本法を制定し、社会意識としての差別観念を払拭するために学校や社会教育で解放教育・人権教育を推進する。

②障がい者や高齢者も参加と活動の場を確立

障がい者も傷病者も、今や少数者とはいえない高齢者も、人間として尊重され、社会的な活動の場と自立が保障されなくてはならない。適切な就職と待遇の保障をし、障がい者や高齢者が自ら参加して住みやすい連帯の街づくり、職場づくりを進め、活動と能力の維持・発展の場をつくりだす。

③外国人にも基本的権利を保障

定住外国人には、それぞれの民族的な文化や歴史を尊重しつつ、社会保障や教育、就職、地方参政権などの基本的な市民権を保障する。アジア系などの外国人に強いられている劣悪な労働条件や待遇を改善し、すべての外国人労働者に基本的な労働権を保障し人権を守る。

このほか、④アイヌ民族差別の解消と文化の尊重も掲げている。

## Ⅶ. 考察

### 1. 社会主義を基調とした社会福祉政策

社会主義を標榜していて、社会福祉も社会保障の一環としての側面が強い。「中規模・高機能」の社会保障をめざしており、現行の社会保障制度を基本的には維持することとしている。給付については、医療施設平均入院日数や要介護認定者数の減少をはかること、保育所と幼稚園を統合し民間参入を促すなど「重点化・効率化」をめざす。

消費税については、貧困と格差社会をさらに深刻化させるとして、消費税増税に反対し、不公平税制の是正と消費税廃止をめざしている。

### 2. 少数者の人権尊重と差別の解消

国民一般の社会福祉とともに少数者の人権尊重と差別の解消を実現する社会福祉政策である。新社会党にとって有力な支持基盤である部落解放同盟は、少数者の人権尊重と差別の解消に力点をおいている。

部落差別をなくすことは、民主主義の徹底・発展にとって不可欠なことであるとし、差別実態の根絶と格差の解消のために、「部落解放基本法」を制定するとしている。新たな法により、社会意識としての差別観念を払拭することができ、学校や社会教育で解放教育・人権教育を推進していく。

### 3. 国政を意識している

現在は地方議会に議席を有する全国的な政治団体であるが、国政復帰をめざし、ほかの政党と部分的に連携しているほか、党の政策にも地方政治だけではなく国政を担うことを前提とした政策が多く打ち出されている。

有力な支援団体に部落解放同盟がある。旧日本社会党系の政党である社会民主党や民進党の議員を組織内候補として推薦することもある。今まで積み上げてきた市民・野党の共闘を、より広くより強い連帯の力へと育て、国政への復帰をめざす。

## VIII. まとめ

新たな「福祉国家」をめざし、基本的な構造改革を推進することが必要であるが、もともと「福祉国家」の伝統がない日本では、「新福祉国家」のスローガンが国民に受け入れられるかは明らかではない。中期方針において、「私たちの中期的な政策－憲法を生かす連合政府をめざして」としているが、当面見込みは立っていない。

圧倒的多数である一般市民を弱者と見立て、マジョリティ（多数派）に向けた政策と、いわゆるマイノリティの部分についての政策を同時に掲げている。新社会党は社会主義を基調としているが、マジョリティとマイノリティ向けの併存した政策によって、対象となる事柄を完全に網羅できるか、網羅しにくい部分もあるのではないかが問題となる。

実際に新社会党の社会福祉政策が、国民にどのような効果があり、国民の期待に答えていけるかどうかについては、組織力や宣伝に必要な資金面の強化にかかっているといえる。国政レベルにおいては1998年からゼロ議席が続いているため、内容の充実した政策を掲げても、大手マスコミにも取り上げられなことがまれで、党勢拡大に結び付きにくいといえる。

## 注

- 1) 松井圭三『1980年代から今日における政府及び中道の社会福祉政策を考える』、中国短期大学紀要 (31) pp.169-184、2000年。
- 2) 同『公的年金政策の一考察－公明新聞を中心に－』、中国学園紀要 (7) pp.163-167、2008年。
- 3) 同『児童手当報道の一考察－公明新聞を中心に－』、中国学園紀要 (8) pp.55-60、2009年。
- 4) 同『障害者自立支援法政策の一考察－旧与党の政策を中心に－』、社会福祉科学研究 (創刊号) pp.72-76、2012年。

## 参考文献

新社会党機関紙「週刊新社会」2011年1月1日号～2017年3月21日号  
新社会党ホームページ [www.sinsyakai.or.jp](http://www.sinsyakai.or.jp)

